

特定非営利活動法人 Gland・Riche 組織織制規定

(趣旨)

第1条 この規定は、特定非営利活動法人 Gland・Riche（以下「法人」という。）の組織及び織制等に関し必要な事項を定めたものである。

(事業内容)

第2条 法人は次の業務を行う。

- (1) 就労継続支援 B 型事業所「セルクル」
- (2) 障害者共同生活援助事業所「シエスタ」
- (3) 困難を有する子ども若者支援事業「子どもデイルセ」
- (4) 引きこもり等支援事業「大人デイルセ」
- (5) ノウフク連携事業「ラテール」
- (6) 地域交流事業 雑貨とカフェ「ル・ボワ」
- (7) その他地域活性化、課題解決のためのお手伝い等

(組織等)

第3条 法人は前条の事業を行うため次の組織を置く。

- (1) 法人本部
- (2) 社会福祉施設

(法人本部の事業分掌)

第4条 法人本部は次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 理事会その他の会議に関すること。
- (2) 定款、規定、規則の制定及び改廃に関すること。
- (3) 企画、調整、研究の総括に関すること。
- (4) 理事長印の管理に関すること。
- (5) 役員及び職員の人事並びに福利厚生に関すること。
- (6) 役員及び職員の給与、旅費等の総括に関すること。
- (7) 法人の財務に関すること。
- (8) 財産管理事務の総括に関すること。
- (9) 寄付金の収受に関すること。
- (10) 法人建築物等の重要な営繕に関すること。
- (11) 法人建築物等の防災管理に関すること。

(12) その他施設の運営に属さない事項に関する事。

(施設の事務分掌)

第5条 「セルクル」には次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 就労継続支援事業全般に関する事。*障害者総合支援法及び福祉サービス認可基準及びセルクル運営規定による。
- (2) 利用者の決定に関する事。
- (3) 施設長印の管理に関する事。
- (4) 文書の収受、発送及び管理に関する事。
- (5) 施設の財務、物品等に関する事。
- (6) 寄付金の収受に関する事。
- (7) 施設の軽易な営繕に関する事。
- (8) 施設の防火管理に関する事。
- (9) 法人運営のバックアップに関する事。

第6条 「シエスタ」には次に掲げる事務を分掌する。

- (1) グループホームの運営全般に関する事。*障害者総合支援法及び福祉サービス認可基準及びセルクル運営規定による。
- (2) 利用者の入退所及び通所に関する事。
- (3) 利用者の生活及び福利厚生に関する事。
- (4) 利用者の看護、介護に関する事。
- (5) 利用者の相談支援に関する事。
- (6) 利用者の食事に関する事。
- (7) 利用者の医療、健康、保健衛生に関する事。
- (8) 施設長印の管理に関する事。
- (9) 文書の収受、発送及び管理に関する事。
- (10) 施設の財務、物品等に関する事。
- (11) 寄付金の収受に関する事。
- (12) 施設の軽易な営繕に関する事。
- (13) 施設の防火管理に関する事。
- (14) 法人運営のバックアップに関する事。

第7条 「ディルセ」には次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 委託契約内容に関する業務遂行に必要な事項。
- (2) 施設長印の管理に関する事。
- (3) 文書の収受、発送及び管理に関する事。

- (10) 施設の財務、物品等に関すること。
- (11) 寄付金の収受に関すること。
- (12) 施設の軽易な営繕に関すること。
- (13) 施設の防火管理に関すること。
- (14) 法人運営のバックアップに関すること。

第8条 その他事業

- (1) 事業全般に関して法人本部と協議の上行う。

(収益事業の業務分掌)

第9条 収益事業部は次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 年間事業計画及び予算決算に関すること。
- (2) 職員の人事、給与、旅費及び福利厚生に関すること。
- (3) 経理及び資産管理に関すること。
- (4) 税務申告等に関すること。

(職員の種類)

第10条 職員の種類は正規職員、常勤嘱託職員、パートタイマー職員とする。

(職制)

第11条 本部に経理部（事務部）、各事業ごと管理者を置き、次の施設長を置く。

- (1) セルクル施設長
- (2) シエスタ施設長

2施設に副施設長を置くことができる。

3セルクル施設長は障害関係の施設全般の事務を掌握し、障害施設を指揮し、施設の事務を推進するとともに所属職員を指揮監督する。

4経理部（事務部）は、法人及び時節全般の総務事務を掌理し、法人全体の職員を指揮監督する。

5副施設長は上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6それぞれの担当長は新た締め理事長が任命した者がその職務を代理する。

(その他の職制)

第12条 理事長は必要と認めた時と前条に規定する職員のほか、係長等を置くことができる。必要に応じ、主任及びチーフを置くことができる。それぞれ直属の上司を補佐し、所管の事務分掌を処理する。

(その他の職員)

第13条 前12条に規定する職のほか、次に掲げる職員を置く。

- (1) 生活支援員
- (2) 職業指導員
- (3) サービス管理責任者
- (4) 技術員
- (5) 相談員
- (6) 世話人

2前条に規定する職員は、上司の命を受け、それぞれの業務に従事する。

(職に当てる職員)

第14条 前条の規定により設けられた職には、正規職員をもってあてる。ただし、理事長が特に必要を認めるものについては、常勤嘱託職員、常勤パート職員をもってあてることができる。

(常勤嘱託職員)

第15条 常勤嘱託職員とは欠員が生じた時、緊急に要員を要した時、必要な知識・技術を有する時等に雇用期間を定めて雇用された者を言う。

(パートタイム職員)

第16条 パートタイム職員とは所定の手続きを経て採用され、一日又は一週間又は一カ月の労働時間が正規職員よりも短いものを言う。

(委任規定)

第17条 この規定の施工に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則 この規定は、2021年4月1日から施工する。

改定 2023年4月1日。

以上